

栃木市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定例監査を、栃木市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定に基づき、結果の報告を次のとおり公表します。

令和8年3月27日

栃木市監査委員 福地 武司

栃木市監査委員 浅野 貴之

- 1 監査の種類 定例監査（財務監査及び行政監査）
- 2 監査の対象及び期間
  - (1) 総合政策部  
総合政策課 秘書課 広報課 行財政改革推進課 デジタル推進課  
危機管理課 カーボンニュートラル推進課  
令和7年4月30日から令和7年5月28日まで
  - (2) 地域振興部  
地域政策課 大平地域づくり推進課 藤岡地域づくり推進課  
都賀地域づくり推進課 西方地域づくり推進課  
岩舟地域づくり推進課 蔵の街課 スポーツ課 渡良瀬遊水地課  
令和7年4月30日から令和7年5月29日まで
  - (3) 選挙管理委員会事務局  
令和7年4月30日から令和7年5月29日まで
  - (4) 生活環境部  
市民生活課 交通防犯課 保険年金課 環境課 クリーン推進課  
人権・男女共同参画課  
令和7年5月30日から令和7年6月26日まで

- (5) 消防本部及び消防署  
消防総務課 予防課 警防課 通信指令課 消防第1課 消防第2課  
令和7年5月30日から令和7年6月27日まで
- (6) 会計管理者  
会計課  
令和7年8月7日から令和7年8月25日まで
- (7) 議会事務局  
議事課  
令和7年8月7日から令和7年8月25日まで
- (8) 経営管理部  
総務人事課 契約検査課 管財課 財政課 税務課 収税課  
令和7年8月28日から令和7年9月26日まで
- (9) 寺尾財産区  
令和7年8月28日から令和7年9月26日まで
- (10) 保健福祉部  
福祉総務課 障がい福祉課 高齢介護課 地域包括ケア推進課  
健康増進課  
令和7年9月29日から令和7年10月28日まで
- (11) こども未来部  
子育て総務課 こども家庭センター 保育課（各保育園を含む）  
令和7年9月29日から令和7年10月28日まで
- (12) 教育委員会事務局  
教育総務課 学校教育課及びグローバル教育推進室 学校施設課  
保健給食課 生涯学習課 文化課 美術・文学館課  
令和7年10月29日から令和7年11月26日まで
- (13) 都市建設部  
道路河川整備課及び治水対策室 道路河川維持課 都市計画課  
公園緑地課 建築住宅課 建築指導課

令和7年11月27日から令和7年12月23日まで

(14) 上下水道局

上下水道総務課 水道建設課 下水道建設課

令和7年12月24日から令和8年1月27日まで

(15) 産業振興部

商工振興課 観光振興課 農業振興課 農林整備課  
産業基盤整備課

令和7年12月24日から令和8年1月28日まで

(16) 農業委員会事務局

令和7年12月24日から令和8年1月28日まで

### 3 監査の着眼点

合規性、正確性、効率性及び有効性の観点から、以下に掲げたリスク(※)への対応を、重点項目として監査を実施する。

- (1) 現金等の管理に関するリスクへの対応
- (2) 収入及び支払事務に関するリスクへの対応
- (3) 契約事務に関するリスクへの対応
- (4) 補助金等の交付に関するリスクへの対応
- (5) 債権管理に関するリスクへの対応
- (6) 文書管理に関するリスクへの対応
- (7) 規制行政に関するリスクへの対応
- (8) 施設の管理に関するリスクへの対応
- (9) 内部統制の整備及び運用状況に関するリスクへの対応
- (10) その他のリスクへの対応

ア 過去の監査において指導等を行った事項について、是正又は改善がなされていないもの

イ 法令又はルールの変更があった事項について、適正に対応がなされていないもの

ウ 他の地方公共団体で問題となった事案で、本市でも同様の事案が見込まれるもの

※ リスク

一般に「組織目的の達成を阻害する要因」と定義され、「住民の福祉の増進を阻害するような事務執行上の誤り」と言い換えることができるも

の。(1)に掲げた「現金等の管理に関するリスク」であれば、例えば「現金取扱時に現金出納簿を作成していない」という事務執行上の誤りがこれに相当する。当該リスクが発生した場合、その影響として、現金現在高が、いつ、どのような理由で形成されたのかが確認できない、ひいては現金現在高自体の正確性が保障できない、という点が、「住民の福祉の増進を阻害する」と評価される。

なお、(2)に掲げた「収入及び支払事務に関するリスク」以下のリスクについても、それぞれに相当する、事務執行上の誤り及びその影響が想定される。

#### 4 監査の実施内容

事務事業の執行について、あらかじめ提出を求めた資料、関係帳簿類及び証ひょう書類の閲覧並びに突合の手续による点検並びに確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取し、質問を行うことにより実施した。

#### 5 監査の結果

##### (1) 総合政策部

###### ア 総括

1から4に記載したとおり監査を実施した限りにおいて、事務事業の執行はおおむね適正に行われていると認められた。

###### イ 指摘事項

指摘に該当する事項は認められなかった。

###### ウ 指導事項

重要な点において、指導に該当する事項は認められなかった。

なお、軽微な事務処理誤りについて、関係職員に改善及び修正を行うよう口頭又は書面にて注意を促した。このうち、重点項目に掲げたリスクへの対応として注意を促した事項は、以下のとおりである。

- (ア) 公の施設の使用料の納期限として設定した期日と、当該納期限の設定に係る規則の定めとの不整合（収入及び支払事務に関するリスク（総合政策課））
- (イ) 商標権の更新登録申請登録料を支払うべき時期を徒過したことに起因する、当該更新登録申請登録料金額の増加（収入及び支払事務に関するリスク（広報課））
- (ウ) 各課で所管する公用車を運転する際の、検知器によるアルコールチェック結果の未記録（施設の管理に関するリスク（広報課、カーボンニュートラル推進課））

## エ 要望

要望する必要があると認められる事項は、口頭で助言したので事務事業を執行する上で参考にされたい。

### (2) 地域振興部

#### ア 総括

1 から 4 に記載したとおり監査を実施した限りにおいて、事務事業の執行はおおむね適正に行われていると認められた。

#### イ 指摘事項

指摘に該当する事項は認められなかった。

#### ウ 指導事項

重要な点において、指導に該当する事項は認められなかった。

なお、軽微な事務処理誤りについて、関係職員に改善及び修正を行うよう口頭又は書面にて注意を促した。このうち、重点項目に掲げたリスクへの対応として注意を促した事項は、以下のとおりである。

- (ア) 各課で所管する公用車を運転する際の、検知器によるアルコールチェックの未実施ないし結果の未記録（施設の管理に関するリスク（地域政策課、大平地域づくり推進課、藤岡地域づくり推進課、蔵の街課、スポーツ課、遊水地課））
- (イ) 消防計画に定められた消防訓練の未実施（施設の管理に関するリスク（地域政策課、遊水地課））
- (ウ) 切手の管理の不備（現金等の管理に関するリスク（藤岡地域づくり推進課））
- (エ) 委託契約書における、履行期限の指定の不明確（契約事務に関するリスク、過去の監査において指導等を行った事項については是正又は改善がなされていないリスク（岩舟地域づくり推進課））

## エ 要望

要望する必要があると認められる事項は、口頭で助言したので事務事業を執行する上で参考にされたい。

### (3) 選挙管理委員会事務局

#### ア 総括

1 から 4 に記載したとおり監査を実施した限りにおいて、事務事業の執行はおおむね適正に行われていると認められた。

#### イ 指摘事項

指摘に該当する事項は認められなかった。

ウ 指導事項

重要な点において、指導に該当する事項は認められなかった。

軽微な事務処理誤りについて、関係職員に改善及び修正を行うよう口頭又は書面で注意を促した。

エ 要望

要望する必要があると認められる事項は、口頭又は書面で助言したので事務事業を執行する上で参考にされたい。

(4) 生活環境部

ア 総括

1 から 4 に記載したとおり監査を実施した限りにおいて、事務事業の執行はおおむね適正に行われていると認められた。

イ 指摘事項

指摘に該当する事項は認められなかった。

ウ 指導事項

重要な点において、指導に該当する事項は認められなかった。

なお、軽微な事務処理誤りについて、関係職員に改善及び修正を行うよう口頭又は書面で注意を促した。このうち、重点項目に掲げたりスクへの対応として、各課で所管する公用車を運転する際の、検知器によるアルコールチェックの未実施ないし結果の未記録について、注意を促した（施設の管理に関するリスク（交通防犯課、人権・男女共同参画推進課））。

エ 要望

要望する必要があると認められる事項は、口頭で助言したので事務事業を執行する上で参考にされたい。

(5) 消防本部及び消防署

ア 総括

1 から 4 に記載したとおり監査を実施した限りにおいて、事務事業の執行はおおむね適正に行われていると認められた。

イ 指摘事項

指摘に該当する事項は認められなかった。

ウ 指導事項

重要な点において、指導に該当する事項は認められなかった。

なお、軽微な事務処理誤りについて、関係職員に改善及び修正を行うよう口頭又は書面で注意を促した。このうち、重点項目に掲げたり

スクへの対応として、各消防団に配備された装備品に係る状況把握の不十分について、注意を促した（施設の管理に関するリスク（消防総務課））。

エ 要望

要望する必要があると認められる事項は、口頭で助言したので事務事業を執行する上で参考にされたい。

(6) 会計管理者

ア 総括

1から4に記載したとおり監査を実施した限りにおいて、事務事業の執行はおおむね適正に行われていると認められた。

イ 指摘事項

指摘に該当する事項は認められなかった。

ウ 指導事項

重要な点において、指導に該当する事項は認められなかった。

なお、軽微な事務処理誤りについて、関係職員に改善及び修正を行うよう口頭又は書面で注意を促した。このうち、重点項目に掲げたリスクへの対応として、年度当初に発生した、請求書に記載のあった振込先以外への誤振込について、注意を促した（収入及び支払事務に関するリスク（会計課））。

エ 要望

要望する必要があると認められる事項は、口頭又は書面で助言したので事務事業を執行する上で参考にされたい。

(7) 議会事務局

ア 総括

1から4に記載したとおり監査を実施した限りにおいて、事務事業の執行はおおむね適正に行われていると認められた。

イ 指摘事項

指摘に該当する事項は認められなかった。

ウ 指導事項

重要な点において、指導に該当する事項は認められなかった。

なお、軽微な事務処理誤りについて、関係職員に改善及び修正を行うよう口頭又は書面で注意を促した。

エ 要望

要望する必要があると認められる事項は、口頭又は書面で助言した

ので事務事業を執行する上で参考にされたい。

(8) 経営管理部

ア 総括

1 から 4 に記載したとおり監査を実施した限りにおいて、事務事業の執行はおおむね適正に行われていると認められた。

イ 指摘事項

指摘に該当する事項は認められなかった。

ウ 指導事項

重要な点において、指導に該当する事項は認められなかった。

なお、軽微な事務処理誤りについて、関係職員に改善及び修正を行うよう口頭又は書面で注意を促した。このうち、重点項目に掲げたリスクへの対応として注意を促した事項は、以下のとおりである。

- (ア) 保存年限の経過した文書の未廃棄（文書管理に関するリスク、内部統制の整備及び運用状況に関するリスク（総務人事課））
- (イ) 職員が職務上「旧姓が使用できないもの」とされる範囲の合理性についての疑義（内部統制の整備及び運用状況に関するリスク（総務人事課））
- (ウ) 職員の運転免許の有効期限の確認についての、管財課へのフィードバックの未実施（内部統制の整備及び運用状況に関するリスク（管財課））
- (エ) 以下に掲げる事項についての、内部統制の拡充（内部統制の整備及び運用状況に関するリスク（管財課））
  - a 公用車の車検
  - b 防火管理者の設置
  - c 消防訓練の実施
  - d 自家用電気工作物の法定点検及び点検結果に基づく措置

エ 要望

要望する必要があると認められる事項は、口頭又は書面で助言したので事務事業を執行する上で参考にされたい。

(9) 寺尾財産区

ア 総括

1 から 4 に記載したとおり監査を実施した限りにおいて、事務事業の執行はおおむね適正に行われていると認められた。

イ 指摘事項

指摘に該当する事項は認められなかった。

ウ 指導事項

重要な点において、指導に該当する事項は認められなかった。

なお、軽微な事務処理誤りについて、関係職員に改善及び修正を行うよう口頭又は書面で注意を促した。

エ 要望

要望する必要があると認められる事項は、口頭又は書面で助言したので事務事業を執行する上で参考にされたい。

(10) 保健福祉部

ア 総括

1 から 4 に記載したとおり監査を実施した限りにおいて、事務事業の執行はおおむね適正に行われていると認められた。

イ 指摘事項

指摘に該当する事項は認められなかった。

ウ 指導事項

重要な点において、指導に該当する事項は認められなかった。

なお、軽微な事務処理誤りについて、関係職員に改善及び修正を行うよう口頭又は書面で注意を促した。このうち、重点項目に掲げたりスクへの対応として、公務において私有車を運転する際の、検知器によるアルコールチェックの未実施について、注意を促した（施設の管理に関するリスク（障がい福祉課））。

エ 要望

要望する必要があると認められる事項は、口頭又は書面で助言したので事務事業を執行する上で参考にされたい。

(11) こども未来部

ア 総括

1 から 4 に記載したとおり監査を実施した限りにおいて、事務事業の執行はおおむね適正に行われていると認められた。

イ 指摘事項

指摘に該当する事項は認められなかった。

ウ 指導事項

重要な点において、指導に該当する事項は認められなかった。

なお、軽微な事務処理誤りについて、関係職員に改善及び修正を行うよう口頭又は書面で注意を促した。このうち、重点項目に掲げたり

スクへの対応として、公務において私有車を運転する際の、検知器によるアルコールチェックの未実施について、注意を促した（施設の管理に関するリスク。子育て総務課、保育課）。

エ 要望

要望する必要があると認められる事項は、口頭又は書面で助言したので事務事業を執行する上で参考にされたい。

(12) 教育委員会事務局

ア 総括

1 から 4 に記載したとおり監査を実施した限りにおいて、事務事業の執行はおおむね適正に行われていると認められた。

イ 指摘事項

指摘に該当する事項は認められなかった。

ウ 指導事項

重要な点において、指導に該当する事項は認められなかった。

なお、軽微な事務処理誤りについて、関係職員に改善及び修正を行うよう口頭又は書面で注意を促した。このうち、重点項目に掲げたリスクへの対応として注意を促した事項は、以下のとおりである。

- (ア) 各課で所管する公用車、又は私有車を公務において運転する際の、検知器によるアルコールチェックの未実施ないし結果の未記録（施設の管理に関するリスク（教育総務課、文化課））
- (イ) 各学校における、刃物の管理に伴う使用簿の未整備（施設の管理に関するリスク、内部統制の整備及び運用状況に関するリスク（学校教育課））
- (ウ) 代理人による入札における入札書等の確認の不十分（契約事務に関するリスク（学校施設課、保健給食課、文化課））

エ 要望

要望する必要があると認められる事項は、口頭又は書面で助言したので事務事業を執行する上で参考にされたい。

(13) 都市建設部

ア 総括

1 から 4 に記載したとおり監査を実施した限りにおいて、事務事業の執行はおおむね適正に行われていると認められた。

イ 指摘事項

指摘に該当する事項は認められなかった。

ウ 指導事項

重要な点において、指導に該当する事項は認められなかった。

なお、軽微な事務処理誤りについて、関係職員に改善及び修正を行うよう口頭又は書面で注意を促した。このうち、重点項目に掲げたリスクへの対応として、代理人による入札における入札書等の確認の不十分について、注意を促した（契約事務に関するリスク（道路河川維持課、建築住宅課））。

エ 要望

要望する必要があると認められる事項は、口頭で助言したので事務事業を執行する上で参考にされたい。

(14) 上下水道局

ア 総括

1 から 4 に記載したとおり監査を実施した限りにおいて、事務事業の執行はおおむね適正に行われていると認められた。

イ 指摘事項

指摘に該当する事項は認められなかった。

ウ 指導事項

重要な点において、指導に該当する事項は認められなかった。

なお、軽微な事務処理誤りについて、関係職員に改善及び修正を行うよう口頭又は書面で注意を促した。

エ 要望

要望する必要があると認められる事項は、口頭で助言したので事務事業を執行する上で参考にされたい。

(15) 産業振興部

ア 総括

1 から 4 に記載したとおり監査を実施した限りにおいて、事務事業の執行はおおむね適正に行われていると認められたが、一部に次のとおり是正又は改善が必要である事項が見受けられた。

イ 指摘事項

建設工事請負契約締結の際に受注者から現金で納付された契約保証金について、工事完了及び請負代金支払から 2 月程度経過しているにもかかわらず、受注者に還付されていない状況が確認された。

契約保証金は、普通地方公共団体が契約の適正な履行を確保するため契約の相手方に納めさせるものであるところ、契約が適正に履行さ

れたことが確認されれば、当然に契約の相手方に還付されるべきものであり、この時期について、栃木市財務規則第90条で「契約の履行を確認した後、直ちにこれを契約の相手方に還付しなければならない。」と定められている。

本事案は、上記財務規則の定めに反することに加え、受注者から契約保証金還付申請書が提出されていないことが認知されていなかった点において、事務処理が適切を欠くと認められる。また、令和5年度の定例監査において同様の事案につき監査委員からの指摘を受け、所管課において措置を講じた旨の報告を行っているにもかかわらず、今般同様の事案が生じているものであり、適切の欠如はより重いものと言わざるを得ない。したがって、改めて是正又は改善のための措置を講じられたい。また、当該措置状況について報告を求める。(契約事務に関するリスク、過去の監査において指導等を行った事項につき是正又は改善がなされていないリスク(農林整備課))

ウ 指導事項

重要な点において、指導に該当する事項は認められなかった。

なお、軽微な事務処理誤りについて、関係職員に改善及び修正を行うよう口頭又は書面で注意を促した。このうち、重点項目に掲げたりリスクへの対応として、注意を促した事項は、以下のとおりである。

- (ア) 行政財産使用料等の収入につき、納入通知書で示した納期限の徒過(納期限後の収入を含む。(債権管理に関するリスク(観光振興課)))
- (イ) 常駐する職員等がない公の施設における、消防訓練の未実施(施設の管理に関するリスク(農業振興課))
- (ウ) 補助金等交付申請書の添付書類の不備(補助金等の交付に関するリスク(農林整備課))

エ 要望

要望する必要があると認められる事項は、口頭で助言したので事務事業を執行する上で参考にされたい。

(16) 農業委員会事務局

ア 総括

1から4に記載したとおり監査を実施した限りにおいて、事務事業の執行はおおむね適正に行われていると認められた。

イ 指摘事項

指摘に該当する事項は認められなかった。

ウ 指導事項

重要な点において、指導に該当する事項は認められなかった。

なお、軽微な事務処理誤りについて、関係職員に改善及び修正を行うよう口頭又は書面で注意を促した。このうち、重点項目に掲げたリスクへの対応として、注意を促した事項は、以下のとおりである。

- (ア) 切手使用簿の記載の不備（現金等の管理に関するリスク）
- (イ) 各課で所管する公用車を運転する際の、検知器によるアルコールチェックの未実施（施設の管理に関するリスク）

#### エ 要望

要望する必要があると認められる事項は、口頭で助言したので事務事業を執行する上で参考にされたい。

### 6 意見（地方自治法第199条第10項に基づく意見）

#### (1) 令和7年度定例監査の概括

令和7年度においては、上記「3 監査の着眼点」において示したように、「(1)現金等の管理に関するリスク」から「(10)その他のリスク」までの、それぞれのリスクへの対応を重点項目として監査を実施した。

リスクとは「組織目的の達成を阻害する要因」と定義される（4頁「※リスク」参照。）。したがって、リスクへの対応がなされている状態とは、「リスクが発生していない状態」、又は「リスクの抑制（リスクが発生しないために適切な対応がとられている、あるいはリスクが発生した際にその影響を最小限にとどめるための適切な対応がとられていることをいう。以下において同様。）がなされている状態」となる。したがって、上記「5 監査の結果」において、指摘事項又は指導事項として示された事項については、いずれも監査委員において「リスクが既に発生している」あるいは「リスクの抑制がなされていない」と評価したものであり、各所管課においては、それぞれ改善のための適切な対応をとられたい。

#### (2) リスクの抑制と「内部統制」の関係

ところで、リスクの抑制のためには、各職員がそれぞれ注意義務に沿って事務を執行するのが基本となる。もっとも、かかる注意義務につき、その認識の形成を個人に委ねることは適切でない。注意義務の程度・範囲につき、各個人の認識において相当に差が生じてしまい、統一的な取扱いができない可能性があるためである。したがって、組織においてリスクの抑制に資するルールを整備し、組織内の全員がそのルールを守ることで、組織自らリスクを抑制する取組みが必要となる。この取組みのことを、以下「内部統制」といい、かかるリスクの抑制に資するルールを「内部統制的ルール」という。

栃木市においても、様々な内部統制が既に行われている。例えば、財務会計に関する事務であれば、当該事務に係るリスク、例えば公金等の不適切な取扱いや物品の不適切な管理というリスクを抑制する取組みが「内部統制」であり、「栃木市財務規則」や会計課が作成している「会計事務の手引き」が、内部統制的ルールとなる。言い換えれば、当該内部統制的ルールを遵守して業務を行うことは、とりもなおさず、財務会計に関する事務に関するリスクを抑制することとなるわけである。

(3) 令和7年度定例監査における「内部統制」

ここで、令和7年度定例監査のうち、内部統制に着目して監査を実施した事案について、2点紹介する。いずれの例も、リスクの抑制と内部統制との関係性につきイメージを深めるのに有効と考えるので、参照されたい。

ア 内部統制の運用と監査（公文書の廃棄）

(ア) 定例監査実施時に発生していたリスク

令和7年9月に実施した定例監査の際、総務人事課との応答において、公文書が保存年限の経過に伴い適切に廃棄されているかについて確認したところ、保存年限が経過したにもかかわらず廃棄されず、引き続き残置されているものが一定数存在することが確認された。

(イ) リスクの評価

作成後相当の期間の経過した文書については、一定の基準のもと廃棄し、新たに作成される文書とサイクルさせていかなければ、必要以上の文書管理コストが発生する。また、廃棄されないことで文書管理システム上のデータと文書の現物とが一致していない状態となった場合、情報公開請求手続において文書の特定の支障となるのみならず、情報公開制度自体に対する信頼を危うくする。

以上の点から、当該リスクを抑制する必要がある（文書管理に関するリスク）。

(ウ) 内部統制的ルール

栃木市文書取扱規程によって文書の取扱いが定められており、また、総務人事課が「文書管理マニュアル」を発行している。同規程は、保存期間が満了した文書は、廃棄することとしている。

(エ) 監査実施時における内部統制の運用の実態

令和7年6月13日付けで、総務人事課から令和7年3月31日で保存期間が満了した文書を廃棄するよう通知されていた一方で、保存年限の過ぎた文書のうち一部が廃棄されず存置されていた。

(オ) 監査実施後における状況

定例監査実施直後の令和7年10月1日に、総務人事課から各課に対し、文書の確認ないし廃棄を含む整理作業の依頼通知が発出された。なお、当該通知においては、令和7年11月以降に、総務人事課による確認を実施する旨が、併せて示されている。

(カ) 監査委員による評価

そもそも内部統制とは、組織においてリスクの抑制に資するルールを整備し、組織内の全員がそのルールを守ることで、組織自らリスクを抑制する取組みであるところ、その取組みは、内部統制的ルールを整備しその執行管理を担当する者（以下「執行管理者」という。）と、内部統制的ルールに従って事務を執行する者（以下「事務執行者」という。）によって分担されるのが通常である。したがって、リスクを抑制できるか否かは、内部統制が適切に運用されているか、すなわち、上記分担を前提とした、それぞれの実行の確保にかかっているといえる。

本件では、文書取扱規程や文書管理マニュアルに基づき、執行管理者たる総務人事課から、文書の廃棄に係る通知が発出されているにもかかわらず、事務執行者たる各課のうちにこれを実行しなかった課が存することが、リスク発生の直接の問題であった。これは、事務執行者側による実行の不備と捉えることができる。

他方で、執行管理者たる総務人事課においても、各課が総務人事課からの要請に応じ確実に事務を執行しているかを確認し、実行に不備があればこれを是正させる役割を担っているところであるが、定例監査の時点で、これが十分になされていたとはいえない。

つまり、定例監査の時点において、公文書の廃棄に関する内部統制は、その運用において改善の余地が認められた。

しかし、定例監査実施直後に各課に対し発せられた通知の内容は未廃棄だった文書につき期限を定めて各課に廃棄を求めるものであり、事務執行者の実行の不備を是正するという執行管理者としての役割に適うものと認められる。また、作業結果の報告方法を設定するとともにその後の確認を予定しており、事務の執行状況の把握につき、确实性を備えている。

したがって、定例監査後においては、執行管理者たる総務人事課のイニシアチブのもと、リスクの抑制に対し、内部統制がポジティブに作用しているものと評価される。

イ 内部統制の整備と監査（検知器を用いたアルコールチェック）

(ア) 定例監査実施時に発生していたリスク

令和7年5月から6月にかけて実施した定例監査において、公用車を管理している各課に対し、アルコール検知器によるアルコールチェックの実施状況の確認を順次行ったところ、法律上義務付けられている課（公用車を5台以上管理する課）においては、当然に実施されていることが確認されたが、他方で、法律上の義務付けのない課のうち一部においては、検知器を保有しておらずチェックを行っていない、あるいは検知器によってチェックを行っているが、その結果は記録していないことが確認された。

(イ) リスクの評価

酒気帯び状態での公用車の運転は、違法であることに加え、それが発生した際には、市が地域社会から強い非難を受けるのみならず、市の信用を著しく失墜することは明らかである。したがって、法的義務の有無とは関係なく、検知器によるアルコールチェックがなされていないこと又はチェックの結果が記録されていないこと自体を、リスクとして位置づけ、当該リスクを抑制する必要がある（施設の管理に関するリスク）。

(ウ) 内部統制の整備

上記(ア)の定例監査実施時において、法律上の義務付けのない課をも対象とした、検知器によるアルコールチェックの実施に関する内部統制は存在していなかった。そこで、令和7年7月に実施した決算審査ヒアリング時に、管財課に対し、法的義務を負わない課においてはアルコールチェックの実施状況等にバラつきがあることを伝えるとともに、各課において遺漏なくアルコールチェックを実施するための取組み、すなわち内部統制の実施ができないか、との問題意識を伝えた。

これを受け、令和7年8月27日付けで、管財課から庁内に対し、各課所管の公用車についても運転前後にアルコール検知器を用いたチェックを実施するよう求める周知がなされた。

(エ) 内部統制の効果

かかる管財課による周知以降、各課所管の公用車における、検知器によるアルコールチェックの実施状況は大きく改善した。具体的には、令和7年8月27日以降に実施した定例監査では、公用車を所管する各課において、アルコールチェックの実施に係る法的義務の有無に関係なく、その管理簿にアルコール検知器の数値等の欄が追加され、また実際に検知器の数値等が表示されていることが確認

できている。

(オ) 監査委員による評価

管財課によって周知された内容は、以下の点において、まさに内部統制的ルールといえる。すなわち、①各課に対し実施すべき行為を明確に示している点、次に、②「共用車貸出確認簿」の様式によって、公用車の貸出しを受ける者が検知器の数値を記載し、貸し出す者がこれを確認し押印するという、検知器によるアルコールチェックにおいて必要となる行為が遺漏なく記録される仕組みとして構築され、これが示されている点である。

一連の経過を総括すると、管財課による内部統制ルールの制定を契機として、各課において、法的義務の有無に関係なくアルコールチェックの実施及びその記録がなされるようになったというものであり、つまり、リスクの抑制に対し、内部統制がポジティブに作用しているものと評価できる。

なお、当該内部統制においては、管財課が執行管理者、公用車を管理する各課が事務執行者として位置づけられる。上記のとおりリスクの抑制に対し内部統制がポジティブに作用していると評価できるところ、これは、執行管理者及び事務執行者それぞれにおいて、分担に基づき実行が確保されていることの現れといえる。

(4) 今後における監査と「内部統制」

ア 以上、令和7年度定例監査のうち、内部統制に着目して監査を実施した事案の例を紹介した。前者は内部統制の運用について、後者は内部統制の整備について、それぞれ着目したものであったが、リスクの評価の考え方、リスクの抑制と内部統制の作用の関係性等については共通しており、ある程度イメージを持つことができたものと思料する。

イ いずれの事案についても、定例監査を通じて、リスクの抑制に対する内部統制のポジティブな作用が認められた。もっとも、内部統制の意義はリスクの抑制にあるところ、両者とも、監査委員において「リスクの抑制が図られている」との認定にまで至ったわけではない。これを認定するためには、例えば文書廃棄についていえば、実際の文書の廃棄状況の確認が、また、検知器によるアルコールチェックについていえば、公用車を管理する各課全体における実施状況の確認が、それぞれ必要となるが、かかる事実関係の確認は、今後とも監査委員において、継続して行っていくものとする。

ウ なお、上記の事実関係の確認は、いずれも内部統制の実効性の確認として位置づけられるから、直接的には、内部統制の実施主体たる市

長において自己評価としてなされるのが自然である。監査委員としては、実施主体たる市長（具体的には、執行管理者である総務人事課及び管財課）に対し、その確認状況を質すことを想定している。

エ 以上、上記２事案について、令和７年度における監査結果と今後における監査の方向性を示したところであるが、ここで示した考え方は、他のリスクの抑制についても妥当する。

例えば、何らかの抑制すべきリスクがあった場合、市長その他の行政機関において、それに対応するための内部統制的ルールのもと、執行管理者および事務執行者が分担を前提とした実行を確保し、その結果としてのリスクの抑制状況を確認する、という一連のプロセスを行ってれば、それは内部統制として成立している。そして、かかる一連のプロセスを監査委員が監査することによって、行政機関が内部統制によってリスクを抑制し、それを監査委員が監査する、という構図が成立する。

監査委員としては、そのような枠組みでのリスク抑制を目指しており（栃木市監査基準第１１条各項参照。）、それはまた、法の要請するところでもある（地方自治法第１５０条第２項参照。）。したがって、令和８年度の監査においては、その実現のため、引き続きリスクの抑制と内部統制との関係性を重視した監査を実施していく。そこで、市長その他の行政機関すなわち各所管課においては、ここで示された考え方のもと、内部統制によるリスクの抑制に積極的に取り組まれない。